

資料4 諸外国における動物取扱業規制の概要

1 各国の法規制の概要の比較表

各国の法規制の概要の比較

国名	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
規制の形態	認可制 ペット動物福祉法等 7法律	許可 (動物保護法)	届出 (輸送のみ認可) (農業法典)	認可・登録 (修正動物福祉法)	届出 (動物愛護管理法)
(日本における業種区分と比較)	販売	繁殖業は犬のみ			
	保管			犬猫のみ	輸送途中の保管
	貸出し	×	動物ショー用	犬猫のみ	×
	訓練		警察犬の訓練	犬猫のみ	×
	展示	動物園のみ			
	その他	乗馬施設等	乗馬業、馬車業、運送業等	犬猫の手入れ・輸送	運送業等
管轄	地方自治体	州	県	国 (小売業は州法で規制)	都道府県等
基準	有	有	有	有	有(指針)
立入調査制度	有	有	有	有	有
記録保持義務	有	有	有	有	無
立入調査者	地方自治体に任命された公務員あるいは獣医師 訓練:公務員、警察官 動物園:大臣の指名者、獣医師	州の主務官庁から委託された者 (随行するEUの専門家も含む)	司法警察官・公務員	長官(国)が任命した者	動物愛護担当職員 (動物愛護管理員等の自治体職員)
業者における有資格者の雇用・配置義務	有	有	有	無	無
許認可・登録の取り消し	有 (動物園の場合閉鎖命令有)	有 (無許可事業所等閉鎖命令有)	無 (輸送のみ有) (法人の場合、届出対象事業所の閉鎖命令有)	有	無
罰則	罰金 禁固	罰金 自由刑(拘束刑)	罰金 拘束刑	罰金 禁固	罰金

2 英国における動物取扱業の法規制の概要

(1) 法規制の概要

英国における動物の福祉は、まず、動物保護法において虐待防止全般の規定が定められている。この法律の対象範囲は、人が飼い慣らした動物(犬、猫、馬、牛、豚、ロバ、羊、家禽等)及び捕らわれた状態にある動物(四足獣のみならず鳥、魚、爬虫類をも含む)である。

その他、年々追加・修正された様々な法律や命令によって動物の福祉に係る規制がなされているが、動物取扱業にかかる主な法律は下記のとおりである。(以下、日本動物福祉協会による仮約をもとに作成)

法律名	対象施設/業	対象動物	規制方法	認可基準	罰則
ペット動物法	ペットショップ	全脊椎動物	自治体認可 (毎年更新)	・法に定める遵守条件 ・自治体基準	3ヶ月以下の禁固、 罰金、 一定期間のショップ 経営権利剥奪
犬の繁殖販売 (福祉)法	犬の繁殖、販売	犬	自治体認可 (毎年更新)	・法に定める遵守条件 ・自治体基準	3ヶ月以下の禁固、 罰金、 一定期間の施設所持 等権利剥奪
動物宿泊施設 法	業として犬、猫 を預かる施設	犬、猫	自治体認可 (毎年更新)	・法に定める遵守条件 ・自治体基準	3ヶ月以下の禁固、 罰金、 一定期間の施設所持 等権利剥奪
乗馬施設法	業として馬の 貸出・乗馬指導 用に飼育	馬	自治体認可 (毎年更新)	・法に定める遵守条件 ・自治体基準	3ヶ月以下の禁固、 罰金、 一定期間の乗馬施設 所持権利剥奪
芸当動物法	芸当動物のショー 及び訓練	全脊椎動物	自治体登録	—	罰金
動物園認可法	動物園	園における 飼育動物	自治体認可 (当初4年後 更新、その後 6年毎更新)	・法に定める認可条件	罰金 閉鎖指令
動物(科学的処 理)法	実験動物の繁殖、 供給施設	マウス、ウサギ、 犬、猫、 霊長類等	国認可 (更新不必要)	—	3ヶ月以下の禁固、 罰金

(2) 各法律の内容

ペットショップに関する規制

- * ペット動物法 1951 (修正法 1983) の下、地方自治体による認可 (毎年更新)
- * ペット動物法 1951 に記載されている遵守条件及び地方自治体において作成された基準に基づいて認可する。(認可に際し、付帯条件をつけることも有る。)

遵守条件 動物が、広さ、温度、明るさ、換気、清潔さ等の点で、常に快適な環境に置かれること。
動物に適切な食物と水が十分与えられ、また、(必要な限り) 適度な間隔見回りがなされること。
哺乳類を幼若令で売らないこと。
感染症が動物間に蔓延しないよう、相応の予防措置をとること。
火事その他の緊急事態に備えて適切な措置をとること。

- * 上記法律でいう動物とはすべての脊椎動物をいう。
- * 路上・公の場所その他における露天販売の禁止。
- * 12 歳以下と思われる者にペット動物を販売することの禁止。
- * 地方自治体が任命した役人、あるいは、獣医師による査察を受けなければならない。
- * 罰則 レヴェル 2 以下の罰金か、3 ヶ月以下の禁固刑、あるいは、その両方。

この法律および動物保護法 1911 の下有罪判決を受けた者は、以下の裁判所命も有る。

認可取り消し

権利剥奪 ペットショップを持つこと。
(認可証の保持者であろうと、なかろうと)

- * ペットショップの定義 業として動物をペット用に売っているところ。
(ただし、自身が繁殖した純潔種動物や、ペットとして飼育している動物の子孫を飼育したり、売ったりしているところは含まれない。)

犬の繁殖および販売 (ブリーダー) に係る規制

- * 犬繁殖法 1973 の下、地方自治体による認可 (毎年更新)

* 認可申請者は以下の法律による権利剥奪されていない者で、地方自治体が任命した役人、あるいは、獣医師による査察を受けなければならない。

犬繁殖法 1973 の下、犬を繁殖すること。

ペット動物法 1951 の下、ペットショップを持つこと。

動物保護法 1954 の下、動物を保有すること。

動物宿泊施設法 1963 の下、動物を宿泊させること。

* 犬繁殖法 1973 に記載されている遵守条件および地方自治体において作成された基準に基づいて認可する。

遵守条件 犬が、建物、広さ、犬の数、運動施設、温度、明るさ、換気、清潔さ等の点で、快適な環境に置かれること。

犬に適切な食物、水、寝床、運動、また（必要な限り）適度な間隔で見回りがなされること。

感染症が犬の間に蔓延しないよう、相応の措置がとられること。

火事その他緊急事態に備えて適切な措置がとられること。

犬が交配のための施設に搬入あるいは施設から搬出されるときに、適切な食物、水、寝具、運動が与えられるための措置がとられること。

メスの場合、1 歳未満で交配させないこと。

それぞれのメスに 6 回以上出産させないこと。

メス犬は出産して 12 ヶ月経たないと次の繁殖に供してはならない。

規定された様式による正確な記録を施設に保管し、査察時に提出すること。

* 地方自治体が任命した役人、あるいは、獣医師による査察を受けなければならない。

* 罰則 レヴェル 4 以下の罰金か、3 ヶ月以下の禁固刑、あるいは、その両方。
認可取り消し。

権利剥奪 繁殖施設（犬繁殖法 1973 下の認可必要）を持つこと。
命令に特定された犬を保有すること。

（特定された犬を保有する権利の剥奪の場合、その犬のこれからの一生の世話の手配か処分がなされるまで、指定された人に預けて世話にかかる費用を支払うよう要求されることも有る。）

* 犬繁殖業の定義 12 ヶ月間自敷地内で飼育されているメス犬がその間に 1 頭につき 1 回出産し、12 ヶ月間で合計 4 回以上の犬の出産（4 頭以上のメス犬が出産した）があった場合は繁殖業とみなす。（同じ敷地内で飼育されている本人の血縁者所有の犬および他人に繁殖の為預けてある犬も含む）

* 犬繁殖法 1991

・犬繁殖法 1973 に違反している、あるいは、違反していると十分疑われるときは、裁判所の令状をもって地方自治体から任命された役人、あるいは、獣医師が査察する。

・罰則 レヴェル 3 以下の罰金（査察の妨害に対して）
権利剥奪 繁殖施設（犬繁殖法 1973 下の認可必要）を持つこと
命令に特定された犬を保有すること

* 犬の繁殖・販売（福祉）法 1999

- ・ ペットショップ、あるいは、繁殖施設として認可された施設以外では犬を売ってはならない。
- ・ 認可されたペットショップ以外に繁殖した犬を売ってはならない。
- ・ 認可されていない繁殖施設で生まれた犬を認可されたペットショップに売ってはならない。
- ・ 認可されたペットショップに犬が届いたときに、タグやバッジ等固体識別ができるものがついた首輪をしていること。（固体識別タグ・バッジには明確なその犬の出生場所や規則で求められている情報が入っていること。）
- ・ 届いたときに、固体識別ができる首輪がついていたにもかかわらず、認可されたペットショップで犬を売るときに、そのような首輪つけないで渡してはならない。
- ・ 8 週令以下の犬を売ってはならない。

罰則 レヴェル 4 以下の罰金か、3 ヶ月以下の禁固刑、あるいは、その両方。
認可の取り消し。

権利剥奪 繁殖施設（犬繁殖法 1973 下の認可必要）を持つこと。

命令に特定された犬を保有すること。

（特定された犬を保有する権利の剥奪の場合、その犬のこれからの一生の世話の手配が処分がなされるまで、指定された人に預けて世話にかかる費用を支払うよう要求されることも有る。）

動物宿泊預かり施設（ペットホテル）に係る規制

- * 動物宿泊施設法 1963 の下、地方自治体による認可（毎年更新）。
- * 認可申請者は以下の法律による権利剥奪されていない者でなければならない。
動物宿泊施設法 1963 の下、動物宿泊預かり施設を持つこと。
ペット動物法 1951 の下、ペットショップを持つこと。

動物保護法（犬の虐待）1933の下、犬を飼うこと。

動物保護法1954の下、動物を占有下に置くこと。

- * 動物宿泊施設法1963に記載されている遵守条件および地方自治体において作成された基準に基づいて認可する。

動物が、建物、広さ、動物の数、運動施設、温度、明るさ、換気、清潔さ等の点で、快適な環境に置かれること。

動物に、適切な食物、水、寝床、運動、また（必要な限り）適度な間隔で見回りがなされること。

感染症が動物の間に蔓延しないよう、相応の措置がとられること。隔離施設を整えること。

火事その他緊急事態に備えて適切な措置がとられること。

記録にはその施設に受け入れた動物の受入日、帰送日、飼主の名前、住所を含む。

記録は、地方自治体が任命した役人、獣医師の査察時には提示しなければならない。

- * 査察と罰則、権利剥奪については、ペット動物法1951に準ずる。

- * 動物宿泊施設の定義 業として他人の所有する犬・猫を預かる施設。

（ただし、預かることがメインの業務でないときは、含まれない。しかし、動物病院や、ペットショップ、プリーダーがメインの業務だが、それと同様に独立した業務として行っている場合は、この法律の下、認可を受けなければならない。）

乗馬施設に係る規制

- * 乗馬施設法1964の下、地方自治体による認可（毎年更新）

- * 認可申請者は以下の法律による権利剥奪されていない者で、18歳以上あるいは法人。

乗馬施設法1964の下、乗馬施設を持つこと。

動物保護法（犬の虐待）1933の下、犬を所有すること。

ペット動物法1951の下、ペットショップを持つこと。

動物保護法1954の下、動物を保有すること。

動物宿泊施設法1963の下、動物宿泊預かり施設を持つこと。

- * 地方自治体は、認可申請を受領した日から12ヶ月以内に自治体が任命した獣医師による査察を実施せねばならず、その報告書を待たずに認可の手続きを進めてはならない。
- * 乗馬施設法1964に記載されている遵守条件および地方自治体において作成された

基準に基づいて認可する。

遵守条件 馬の健康に最良の配慮をし、馬を乗馬に貸し出す際は、十分指導をすること。
削蹄を適切に行い、蹄鉄を装着するときは正しく合っていて、良い状態にすること。
適切な構造の建物、広さ、頭数、明るさ、換気、排水、清潔さ等馬にとって快適で常時利用可能な住居を設ける。
馬に適切な食物、水（牧草地で飼育する場合を除く）、寝床、運動、グルーミング、休みを与え、適度な間隔で見回ること。
牧草地で飼育する場合は、常時適切な牧草地とシェルターと水があること。必要に応じて追加の食物を与えること。
感染症が馬の間に蔓延しないよう、相応の措置がとられること。また、獣医救急用品を施設内に常備すること。
火事の際の馬の保護、救出する方策を措置しておくこと。特に、認可証保持者の名前、住所、電話番号、および、火事の際の馬の救出方法を誰にでも見えるところに掲げること。
馬の食料、床敷、馬房用品、馬具用の適切な場所を設けること。

- * 任命された査察官が獣医師による治療の必要ありと判断した馬は使用可能と獣医師による証明がでるまでは、使ってはならない。
- * 16歳以上の責任者が付き添わない限り、馬を乗馬用、あるいは、乗馬教室用に貸し出してはならない。
- * 認可証保持者は乗馬によって起こり得る事故に対する保険を維持しなければならない。
- * 認可証保持者は所有している3歳以下のすべての馬の記録を保管し、査察に対して提示しなければならない。
- * 地方自治体が任命した役人、獣医師（the Royal College of Veterinary Surgeons と the British Veterinary Association のリストから選ばれた者）による査察を受けなければならない。認可された乗馬クラブや認可を申請しているところだけでなく、認可なく乗馬クラブを営んでいると十分に疑われるところにも査察が入る。
- * 禁止事項

乗馬に供することによって、馬自身に苦痛を与える可能性のある馬を使うこと。
3歳以下の馬、妊娠中の馬、出産して3ヶ月以内の馬を乗馬、乗馬教室、貸し出しに供すること。

査察時に、性格的に、明らかに乗馬に供することによって馬自身および乗り手に苦痛を与える可能性があると見られた馬を供すること。

病気やけがの馬に適切なケアを与えないこと。

乗馬クラブを持つ権利を剥奪された者であることを知っていて、その者に乗馬ク

ラブの運営をまかせること。

査察を回避したり、査察時に乗馬クラブに保有されている馬を隠すこと。

- * 罰則 レヴェル3以下の罰金か、3ヶ月以下の禁固刑、あるいは、その両方。

この法律のみならず、動物保護法 1911、ペット動物法 1951、動物宿泊施設法 1963 の下、有罪判決を受けた者は、以下の裁判所命令も有る。

認可取り消し

権利剥奪 乗馬施設を持つこと。

(認可証の保持者であろうと、なかろうと)

- * 乗馬施設の定義 業として、馬を乗馬用に貸し出したり、乗馬指導用(料金を取って)に使用するために馬を飼育する。
ただし、以下のものはこの定義でいうところに含まれない。
 - ・国防大臣の下に置かれている馬を飼育しているところ。
 - ・警察用に飼育しているところ。
 - ・ロンドン動物園協会によって飼育されているところ。
 - ・スコットランド動物園協会によって飼育されているところ。
 - ・獣医学教育用に大学で飼育されている場合。

芸当動物のショーおよび訓練に係る規制

- * 芸当動物法 1925 の下、地方自治体に登録しなければならない。(芸当動物法 1925 の下登録することを禁じられている者は登録できない。)
- * 登録申請書には動物についての詳細とどのようなショーおよび訓練かを書きこむこと。
- * 登録内容に変化のあったときは新たに登録を受けること。
- * 地方自治体の役人・警察官の査察を受けなければならない。求められれば登録証を提示しなければならない。(芸当動物がショーに出されていたり、訓練されているところや、そのために、飼育されているところを必要なときに査察するが、公開ショー中は舞台の上や後方へ行くことはできない。)
- * 地方自治体は発行した登録証のコピーを国務大臣に送る。
- * 罰則 レヴェル3以下の罰金

この法律あるいは動物保護法 1911 の下で有罪判決を受けた者は以下の裁判所命令も有る。

登録取り消し

権利剥奪 この法律下の登録をすること。

芸当動物のショーや訓練の禁止

(芸当動物のショーや訓練が虐待を伴うものであったり、禁止されているものやある条件下のみで許されているものであることが証明された場合。)

- * 動物の定義 脊椎動物
- * ショーの定義 料金が支払われようと支払われまいと、一般人が入場する興行
- * 訓練の定義 こういったショーを目的とした訓練
- * この法律は、軍、警察、農業やスポーツの目的で動物を訓練する場合や、そのように訓練された動物を公開する場合は適用されない。

動物園に係る規制

- * 動物園認可法 1981 (2002 年一部改正) の下、地方自治体による認可 (最初の認可は 4 年間有効、その後 6 年ごとに更新)
- * 地方自治体への認可申請の受理の際には以下のすべての者またはその代理人による意見表示を考慮する。
 - 申請者
 - その動物園が所属する地域の消防署
 - その動物園が所属する地域を管轄する警察署長
 - 動物園の運営に関係するすべての国立の管理機関
 - 動物園の一部が認可権限をもつ地方自治体の区域外にあるときはその所属地域の計画立案当局
 - その動物園の近隣居住者の健康や安全が不当に脅かされると申し立てを行う者
 - その他意見表示が認可等に関わる根拠となる可能性があると自治体がみなした者
- * 認可申請に当たっては、申請を行う動物園の場所を明記し、さらに以下のことを明示する。
 - 飼育 (予定も含む) されている動物の分類学上の目ごとのリストと概数、収容、飼育管理、福祉についての配慮事項
 - 動物園で雇用が予定されている職員の概数と職種の内訳
 - 収容可能な観覧者、車両の概数等
- * 地方自治体は認可に当たり、この法律で定める査察を実施した査察官の報告書を検討

しなければならない。

- * 地方自治体は認可に当たっては以下の措置が十分に実施されると確証が得られない場合には認可してはならない。

動物の収容条件

- 、個々の動物の種に則って、身体的、心理的および社会的欲求を充足させるのに十分適した環境を与えること
- 、予防、治療両面の獣医学的ケアと栄養の為に開発されたプログラムを備えた高水準の飼育管理を行うこと

動物の脱出防止、および動物が脱出したり許可なく動物が放たれた場合に取りべき措置

保有動物についての最新記録（以下を含むこと）の保持

- 、各種の動物数
- 、動物の取得、出生、死亡、処分および脱出
- 、動物の健康

特にその動物園で飼育する野生動物種とそれらの自然生息地に関する情報提供を通じた生物多様性の保全に関連する教育、啓発の推進

以下のひとつ以上への参加

- 、野生動物の種にとって保全上の利益が見込める研究
 - 、関連する保全のための技術訓練
 - 、野生動物の種の保全に関する情報交換
 - 、妥当な限りにおいて、飼育下での野生動物の繁殖
 - 、妥当な限りにおいて、ある地域での野生動物の固体数回復または再導入
- 有害な動物・昆虫の動物園の敷地への侵入防止

（付帯条件として、「動物によって引き起こされた損害に対する賠償保険に加入すること」を追加することもある）

- * 地方自治体はその動物園の設立または継続が、近隣居住者の健康または安全を不当に脅かす、もしくは、治安の維持を深刻に脅かすとの確証が得られた場合は認可してはならない。
- * 動物の収容、職員配置または管理の基準が動物の適正なケアと福祉、あるいは動物園の適正な運営に十分なものであるという確証が得られない場合は不認可とすることができる。
- * 認可申請者（法人の場合は、法人・その法人の所長・事務局長等の役職にあるすべての者）や動物園に飼育係として雇用されているすべての者がこの法律または以下の法律の下、もしくは動物虐待で有罪とされた場合は不認可とすることができる。

動物保護法	1911～1964
ペット動物法	1951

鳥類保護法	1954～1967
動物宿泊施設法	1963
乗馬施設法	1964・1970
犬繁殖法	1973
野生動植物保全法	1975
危険野生動物法	1976
絶滅の恐れのある種（輸出入）法	1976

* 国務大臣は英国獣医師会、英国動物園連合会、英国動物学会の会長および国務大臣が適当とみなす者との協議の上、認可の遵守条件の実施について助言する能力をもつ獣医師および動物園の動物の飼育と福祉、動物園の管理全般に助言を与える能力をすべて兼ね備えていると国務大臣が考える者のリストを作成する。

* 査察 国務大臣が自治体と協議の上、リストから指名した査察官（一人または複数）あるいは自治体が権限を与えた査察官（一人または複数）によって実施される。査察官は地方自治体に査察報告書を提出しなければならない。査察の際には、動物園の運営者は保持しているすべての記録を提示しなければならない。

査察には以下の3種類がある。

定期査察

- ・ 地方自治体は自治体が認可したすべての動物園に対し行わなければならない。
- ・ 動物園の運営者と協議して査察が実施される28日以上前に査察予定日を通知しなければならない。
- ・ 最初の免許の場合は、最初の年から4年目の認可有効期限の6ヶ月以上前までに、免許更新の場合は、3年目から6年目の認可有効期限の6ヶ月以上前までに査察を行わなければならない。

特別査察

- ・ 地方自治体は認可した動物園に対し、査察を行うことが適当であると判断した場合は認可有効期間中いつでも特別査察を行うことができる。
- ・ 特別査察は、地方自治体が権限を与えた者によって行われなければならない。

査察官の任命に際し、自治体は査察官および動物園運営者に対し、査察の目的と範囲を伝えなければならない。

略式査察

- ・ 地方自治体は上記の査察が行われない年には、毎年1回、1名の自治体が指名した査察官による略式査察が行われるよう手配をしなければならない。

- * 地方自治体立動物園の場合は、この法律の「地方自治体」を「国務大臣」に置き換えて適用する。
- * 動物園の定義 観覧料の徴収の如何にかかわらず、公衆に展示する目的をもって野生動物を飼育する施設で、連続した 12 ヶ月の内 7 日間以上公衆に開かれている動物園をいう。
〔ペットショップ、サーカス(動物に芸または演技をさせることのみ、あるいは、主な目的として動物を飼育もしくは持ちこむ場所をいう)は、除く〕
- * 野生動物の定義 英国において通常家畜化されていない動物をいう。
- * 罰則 500 ポンド以下の罰金(一部 200 ポンド以下の罰金)
- * 動物園閉鎖指令

以下の場合等に動物園閉鎖指令を発することができる。

条件や指令で特定された条件をみたしていない場合、指令で特定された期限が終了した場合

連続した 12 ヶ月間に公衆に公開した日数が 7 日に満たない場合

認可された者に通知されたその敷地または動物園運営に関する要請が妥当な期間内にかなえられなかった場合

動物園の運営が無秩序であったり、迷惑を引き起こしていると確信する場合

認可された者が認可の際に考慮される罪で有罪になっている場合

前記の罪で有罪になっている者をそれと知りながら動物園の飼育係として雇用している場合

無免許で運営されている動物園

- * 動物園閉鎖後の動物の福祉

動物園運営者はその動物園で飼育する動物に関し行おうとしている以下の取り決めについて自治体に計画書を提出し、すべての情報を提供しなければならない。計画書が承認された場合、運営者は自治体の監督の下にそれを実施しなければならない。

a. 動物の今後のケアー

b. 動物の処分および処分されるまでの間のケアー

上記の a.b については、遵守しなかったり、動物の福祉を護るため緊急手段を講じる必要がある場合は自治体が適当と考える条件の下に取り決めを定めることができる。

自治体による取り決めに効力を持たせる目的で、自治体は以下のことを行うことができる。

a. その動物園の敷地にいるすべての動物のケアー

- b. その動物園の敷地で見つかったすべての動物の移動、およびそれらの動物を自治体の占有物として保有するか、もしくは処分すること。
- * 動物が売却または譲渡される場合、動物の売却または譲渡を受けるすべての者は、そのための適切な資格を備えていなければならない。